

福井県警察本部警備部原子力施設警備隊の運用に関する訓令

平成 19 年 4 月 12 日

福井県警察本部訓令第 23 号

この訓令は、福井県警察の組織に関する規則の規定に基づき、原子力施設警備隊の運営について、必要な事項を定めたものである。